

令和5年10月12日

沼津市プラスチック製容器包装の中間処理に関するサウンディング調査の結果について

本市では、これまでプラスチック製容器包装の中間処理(プラスチック製容器包装の選別・破袋・圧縮梱包)を市の施設である沼津市中継・中間処理施設で実施しておりましたが、本施設は、ごみ焼却施設をはじめとした新たな中間処理施設を整備するため、今年度に解体工事を実施します。このため、今後は市内に処理施設を設置している、または、今後市内に処理施設を設置可能な民間事業者様に中間処理を行っていただきたいと考えております。

このようなことから、民間事業者様の意向等を把握することを目的とし、サウンディング調査を実施しましたので、その結果を公表します。

1 スケジュール

日時	内容
令和4年12月13日(火曜日)～令和4年12月19日(月曜日)17時まで	参加申込
令和4年12月20日(火曜日) 10時～、14時～ 令和4年12月21日(水曜日) 10時～、14時～	沼津市中継・中間処理施設の見学会の実施
令和4年12月19日(月曜日)～令和4年12月27日(火曜日)17時まで	提案書の提出

2 参加者

事業者数 全7者

3 結果の概要

確認事項	提案概要
事業の可能性についての意向	有：7者 無：0者

4 主な意見

1	契約方法や契約年数について教えてほしい。
2	実施時期について教えてほしい。
3	業務を実施する場合、既存設備の増設や人員の増員等が必要である。
4	既存施設の概算費用や運営人員等について教えてほしい。
5	業務を行う場合は処理施設を新設する必要がある。
6	日量処理量 5 t 以上の施設を設置する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の設置許可等が必要となるが、許可の取得が非常に難しいと思われるので、5 t 未満の施設で行いたいと考えている。

5 今後の方針

サウンディング調査参加事業者様のご意見や関係法令等を踏まえ検討した結果、民間事業者様に市内 1 施設においてプラスチック製容器包装全量（日量 10 t）の中間処理業務を実施していただく方針を決定いたしました。

理由としましては、複数の施設で処理を行った場合、「リスク分担ができる」などの利点もありますが、「複数の施設で処理を行った場合、選別後の品質にバラつきが生じやすく、べール品の品質の保持が難しいことが懸念されること」や「べール品は指定法人である日本容器包装リサイクル協会に引き渡すため、べール品の保管施設の登録が必要となり、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に基づきおおむね人口の合計 30 万当たり 1 か所を超えない割合で選定するよう」うたわれていることによるものです。

しかし、1 施設で処理を行うためには、処理施設の設置に際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可等が必要であり、許可等の取得や施設整備に時間を要し、令和 6 年 4 月から沼津市内 1 施設で全量処理を実施することは困難な状況であることから、令和 7 年 4 月から実施することとします。

今後、速やかに実施事業者選定方法等について公表してまいります。